

Q. 堤防ができた後の消防水利はどうなるのでしょうか。

当該地区は、万が一火災が起こった場合、延焼を防ぎ、地域の安全を守るために、消防活動を行う際には消防ポンプ車等多摩川の水を使用できるように消防水利が指定されています。

堤防を整備した後も引き続き、当該地区を火災から地域の安全を守るため、消防活動に支障がないよう、公共空地に進入路及びスロープを設置し、消防ポンプ車等が水際まで出入りできるように整備します。



〈整備された住宅側と多摩川側のスロープ〉



〈消防水利の標識〉



〈住宅側のスロープ〉